

議会改革検討調査会記録

1 日 時 平成29年 7月 19日 (水曜日)

開 会 午前 9時55分

閉 会 午前 11時16分

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 14人

座 長 柞 山 数 男

副座長 江 西 照 康

委 員 久 保 大 憲

// 竹 田 勝

// 上 野 蛭

// 木 下 章 広

// 押 田 大 祐

// 高 田 真 里

// 大 島 満

// 尾 上 一 彦

// 村 石 篤

// 佐 藤 則 寿

// 赤 星 ゆかり

// 村 家 博

4 欠席委員 0人

5 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	中田 貴保
庶務課長	金山 靖
議事調査課長	福原 武
議事調査課主幹	坂口 輝之
議事調査課副主幹	石黒 隆司
議事調査課主任	金井 沙織

6 協議結果について

(1) 検討事項の分類について

各会派から提案された検討事項等を別紙のとおり、短期的課題・中期的課題・長期的課題に分類し、今後は、この分類を考慮しながら検討を進めていくこととした。

なお、長期的課題として分類したものについては、短期的課題や中期的課題の検討と並行して、随時、調査・研究に努めることとする。

(2) ・正式会派の人数要件について

- ・まちづくりと公共交通対策特別委員会への全会派参加と委員数の増員について
- ・政務活動費のあり方検討会への全会派参加と委員数の増員について

- ・議会報編集委員会への全会派参加と委員数の増員について

以上の4項目については、現状どおりとし、今後、議会改革検討調査会の中では、検討事項として取り扱わないこととする。

(3) 議員個々の議案に対する賛否状況をホームページ上で公開することについて

提案のとおり、議案、議員提出議案、請願等に対する議員

個々の賛否状況について、直近の6月定例会分からホームページ上での公開を実施する。

(4) 常任委員会等の議事録をホームページに掲載・公開することについて

提案のとおり、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、議会報編集委員会の会議録をホームページに掲載・公開する。
(窓口閲覧もあわせて行う。)

なお、現在作成中の6月定例会の会議録から、記録が完成次第、実施する。

(5) ケーブルテレビ放映における配信方式について

ケーブルテレビ富山については生放送とし、上婦負ケーブルテレビについては生放送を基本に、富山県議会と重複する日は、録画放送とする。

7 会議の概要

座長 ただいまから、議会改革検討調査会を開会いたします。

今月初めから、北九州のほうでは、大変な豪雨でありまして、災害に遭われた皆様方には心からお見舞いを、また、お悔やみを申し上げたいと思います。

〔傍聴の申込み（2名）について諮る
…許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

座長 協議に先立ち、調査会記録の署名委員に、押田委員、高田委員を指名いたします。これより、本日の協議事項に入ります。協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、協議事項1番目の検討事項の分類についてであります。

各会派から御提案をいただきました検討事項につきましては、前任期中と同様に、取り扱う事項をそれぞれ、短期的課題、中期的課題、長期的課題として分類し、短期的課題に位置づけたものから、順次、検討を行っていくこととしております。

そこで、正副座長で協議をいたしました、短期・中期・長期の分類を、お手元に配付しておきましたので、まず事務局から説明をさせます。

議事調査課長 「資料1」から「資料3」により説明

座長 今、事務局のほうから報告をいただきましたが、短期・中期・長期というふうに仕分けをさせていただきました。ただ、長期に分類したものであっても、各会派から協議課題として多く上がった議会基本条例、あるいは議員政治倫理条例については、並行して、その都度、学習というか、事例を検証したり、勉強したりということは、何らかの形で進めていかななくてはいけないと思っております。結論はなかなか出ないかもしれませんが、そういう調査や学習については、随時一議会改革検討調査会ばかりではないかもしれませんが、例えば議会運営委員会にもお願いをしたり、あるいは、この会でせよということであれば講師を招いて、あるいは、資料を皆さんに提示して、勉強会をしていってはどうかと思っております。長期のものであっても、そういうことはしていけないといけないと思っております。それから、短期のものにあたっ

では、先ほど説明があったとおり、即決できるものは、すぐにしていく、前に進んでいくということと、もう一方で、この議会改革検討調査会で議論するにふさわしくないような、議会の懇親会をしないといけないうような、ここで協議しないといけないうようなのかということも、次回に少し一短期に分類したもので、やる、やらないも含めて、提示をしていきたいと思います。そういう方向で、毎日協議すればいいのかもしれませんが、随時、頻度を高めながら、この議会改革検討調査会を進めていきたいというふうに思っています。そのことを含めて、今、事務局から説明があったことについて、御意見があれば伺いたいと思います。

村石委員

資料1の分類図で4つに分かれていますけれども、その中で特に、座長も言われた議会基本条例の検討については、中期的課題①として、ある程度の期間までに結論を出すということで、議論をしていくべきだと思います。なぜかといいますと、議会基本条例を制定した後、私たちの任期の3年目、4年目で、それを実行するということが必要なので、長期的課題とすることはふさわしくないというぐあいに思います。それと、議員政治倫理条例の検討については、これ

は短期的課題でいいと思います。多くのものが、申合せ事項—例えば、弔電のこととかいろいろなことが、申合せ事項になっていますけれども、これを議員政治倫理条例ということで、しっかりと市民にもわかるように条例化していくことが必要なので、議員政治倫理条例については、短期的課題に入れるべきだというぐあいに思います。

座長 今ほど、議会基本条例、議員政治倫理条例について意見がありました。ほかにありませんか。

赤星委員 私も、この分類の中では、長期的課題の中に、議会基本条例や議員政治倫理条例が上げられていますが、村石委員がおっしゃったとおり、もっと検討を早めていくべきものだと思います。同じく、長期的課題の中に、議会報告会・意見交換会についても入っておりますが、これは議会基本条例を検討しながら、できることからやっていくという考え方で……。資料2の検討スケジュールのイメージでは、長期的課題が平成33年、つまり、次の改選時期ですよね。ここまでいってしまうと、これはあんまりだと思えるのです。村石委員もおっしゃったように、目標を決めて、いつまでに結論

を出そうと。その間、十分に勉強をして一さっき座長もおっしゃいましたが、勉強をしながら、早期に解決を目指す課題だと思えます。

久保委員

座長に確認なのですけれども、短期・中期・長期に分けられて、この検討スケジュールのイメージでは、長期のものは平成32年からやるように、この表では見えるのですが、私は座長とお話しをさせていただいている中では、今年度から検討には入っていくのだけれども、結論が出るのに時間がかかるというふうに認識をしていたのですが、これについて、座長のスケジュールのイメージをもう一度説明いただけませんかしょうか。

座長

皆さんの意見の熟度を高めながら、一定程度、これは方向づけができるということであれば一ここだけではなくて、現場、各会派のこれまでの行動やこれからの行動を指針に照らし合わせながら、そういうことが本当にできるとなれば、可能性が出てくれば、その時点で、決めていかなければならないというふうに思っています。ただ、言葉や条項だけを決めて、現実を伴わないことであっては仕方のない話になりますから、

みんなの思いの醸成が一番大事だというふうに認識をしております。ですから、勉強会や学習や他の事例を見ながら、自分たちはどういう行動をしなくてはいけないのか、そういうことが共通意識として、みんなで認識できて、そういう方向が出た場合、確認できた場合には、そういうものは即時できるだろうとは思いますが、先走って規律だけを、条項だけを決めて、実際には何もできなかったと。できないことを条項に書いても無駄というか、また信頼を失ってしまうものですから、そういうことは避けたいというふうに思っています。ですから、イメージとして、次年度一時期を決めてということもありますけれども、そうではなくて、皆さんの意見が醸成して、熟度が上がってきた段階で、やっぱりそれはそうやらないと、ということになれば、それはそれとして決めていけばいいというふうに思っています。ただ、今、入り口の段階で、期日を決めて、この日までに決めないといけないのだからという担保の取り方は困るので、ともかく、そういう学ぶ、あるいは触れる機会を、より多く持ちながら進めていきたいというふうに思います。

佐藤委員

今ほど説明をいただき、ありがとうございます

ました。私も同様に、大体、表の内容について、難易度がある程度高いということについては、特に異議はありません。検討スケジュールのイメージは一確認ですけれども、冒頭に座長からお話がありましたとおり、それぞれの内容については随時一当然、日常的にも意見交換はすると思えますけれども、特に議会基本条例であるとか、議員政治倫理条例の検討一これは私どもが項目に上げましたので、議会改革全体をできるだけ速やかに進めたいという思いで、近年にない、これだけ多くの項目が出ているわけですから、そういう意味で、この会をいろいろと利用しながら前へ進んでいくという思いで、座長等にも、日常的にこちらからもテーマ等を提供しながら、できるだけここらあたりまでには、ある程度の結論を出したいというような、あくまでもイメージ図であるというふうに思っています。こちらには新たな検討項目というものも入っていますので、当然、1年ないし2年、いろいろなことをある程度やっていく中で、新たな検討項目も当然生まれてくるだろうと。そういう意味で、幅の広い一つのイメージとして、今の段階で、難易度が低いと思われるものについては、早い段階で一定の結論が出るのではないかというような表

であるというふうに思っています。ですから、この表の書き方について、僕も疑問はありますけれども、このピンクのものは今からずっと下のほうに伸びているというような認識でおりますけれども、よろしいでしょうか。

座長

はい。この表は、これで決めたということではなくて、あくまでも目安ということで、認識してください。ともかく、上げていただいたものについては、最後は賛否を取りますけれども、全て協議にかけます。皆さんの御意見を問いますから。どんなものであっても、上がったものは全て、これはこの調査会では取り扱わない、違うところでやってもらう課題であるとか、この調査会で取り上げて、答えの出ることは、すぐに結論を出しましょうと。もう一つは、やっぱり協議を深めないといけないものについては、これはこれとして一議員政治倫理条例もそうですが、それは随時、資料配付もしながら、勉強をしていただいて、次回は集中審議をしようとか、そういうやり方を積み上げながら、ローテーションをしながらしていきたいと思います。もう一つは、僕らはいいと思っても、予算を伴うものも相当あるので、これは費用対効果のことも

ありますが、まず、その費用がどれだけかかるのかを含めて、少し事務局に汗をかいてもらわないといけないかなと思いますけれども、そういう大別をしながら、次回はもっと具体的にお示しして、議論をさせていただいたらどうかと思っています。きょうはちょっと入り口のところで、少し皆さんに期待をしていただきたいと思います。皆さんの意見は無駄にしませんから。ちゃんと、みんなの意見が通るように、あるいは大事にして、熟度が高まるようにしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

木下委員

今、座長をはじめ、ほかの方の御意見、そして、いただいた資料を見させていただいて、本当に前向きで、やはり本気で、真剣に議会改革を進めると。そして、市民の皆様に資する議会をつくるのだという気概を感じているところです。座長からも、そのようなお言葉をいただきましたけれども、やはり、たくさんの改革案が、今回、上がってきていると。各会派から本当に前向きな、こういうふうにするのだというものが上がってきている中で、順次検討をしていくということであれば、今までの、議会改革検討調査会の開催間隔よりも短くして一

それは、座長、副座長、委員の皆さんの御予定、そして事務局の皆さんの準備の関係もあると思うのですが、開催のスパンを短くして、なるべく会議をもっとタイトに積み重ねるようにして行って、おっしゃられたとおり、長期的課題のものでも、議会基本条例や議員政治倫理条例とか、議会報告会・意見交換会の開催など、メンバー全員で熟議を重ねて、同じ方向を向いて意識を高めていかないといけないというものがあるので、やはり、開催のスパンを短くしていくことが大事なのかなと思います。それと、先ほどお話がありましたとおり、今回、この4年間の任期の中で、議会改革をどれだけ進められたのかということは、必ず4年後の選挙で問われると思いますので、村石委員や赤星委員が言われたとおり、できることならば、この長期的課題の中に入っている議会基本条例や議会報告会・意見交換会の開催等に関しても、議会の見える化—市民の皆様への歩み寄りだったり、開くということに関して、象徴的なものでありますから、できることなら実施して、この4年間で実行もして、良いところ、だめなところを見きわめることまでやった上で、さらに、その4年後につなげていくという形にしたら、この4年間の意義という

ものが、すごく深まると思いますので、本当に、前向きに進めていきたいと思います。よろしくをお願いします。

久保委員

一連の政務活動費の不祥事があった後に現職だった皆さんは、血税一税金の使い道について、大変厳しい意見にさらされていたと思います。私は企画提案という、この検討項目の中でびっくりしたのは、議会改革と冠がつくと、新たな設備投資や、新たな委託業務が発生するようなものであっても、一切ここにお金の話は載っていないのです。そもそも当局に対して、税金の使い道が正しいのかどうなのかとか、費用対効果はどうなのかとか、もっと良い方法はないのかとか、そういう役割を担っている議員が提案をするときに、こういう金銭感覚が抜けているということについては、私は非常に残念だというふうに思うのです。これも血税なわけですから。これには幾らかかって、どれくらいの効果を見込んでいるのか。当然、提案者には、そこまで検討をしていただいて、何でも事務局に投げるのではなくて、提案者は歳費もいただいて、政務活動費もいただいているわけですから。提案者が、しっかりとこういう視点を持って、今後、提案をしていっていただきたいと思

います。また、座長には、提案者に対して、見込まれる効果であったり、費用であったり、そういったものをしっかりと検討した上で提案をするようにと言っていただけないかと思います。

座長

今ほど意見がありました。私もそのように思います。すごくハードな、難しい提案もあるので、提案者から、その提案をされた理由、どういう方向でいけばいいのか、あるいは、どういう期間で精度を上げないといけないのかとか、そんなことも含めて、その項目にかかわったときには、御説明をいただきたいというふうに思っています。全体的な流れですが、今ほど少しお話しましたが、それでよろしいでしょうか。

上野委員

私も、資料2のほうで確認をしたかたのですが、これですと、1年のスパンで区切ってというように見えましたので……。ただ、座長が先ほどおっしゃったとおり、短期的に終わらせられるものがあれば、前倒しで中期的なものも検討をしていけると期待しておりますので、改めて、早期に議会としてのあり方を示していければというふうに考えております。特に先ほど、ほかの委員の方も言われていましたけれども、議

会基本条例等に関しては、やはり議会としての基本的なスタンスを決めることだと思いますので、同時進行で、なるべく早目に決められるような形を取っていければというふうに考えています。

村石委員

かぶらないように言います。4点言いたいのですけれども、まず1つは、ある新聞社が、市議会議員候補者全員に、アンケートを取りました。その中で、議会改革をしていくと答えた人が4割おられました。したがって、選挙の公約として議会改革を進めていくということは、当選した私たちも重く受けとめる必要があると思います。2つ目は、市民の目です。富山市議会は、議会は変わるというぐあいには言っているわけで、市民から、本当に富山市議会が変わるようなことをしているのかということとちゃんと見えるように、透明化していく必要があると思います。3つ目には、そういうことから言うと、先ほど木下委員もおっしゃったように、この会議を少なくとも月に1回くらいは開いて、そういう協議をしているというようなことを言っていくことも大事だと思います。ですから、原則月1回、会議を開くということも大事だろうというふうに思います。4つ目、最後です。議会基

本条例について、皆さん中身を見てください。資料1です。例えば、ここに書いてある17番の全ての会議の公開、20番の効率的な議会運営、24番の政策検討会議の設置、33番の議員間討議の制度化、34番の請願・陳情者の意見陳述の制度化、25番の議会報告会・意見交換会の開催等、これらは議会基本条例の中で議論されることなのです。だから、議会基本条例を議論していった、さっきも言いましたように、中期的課題①に入れて、精力的にやっていくということが求められているというぐあいに思います。

座長

座長から少し申し上げますが、要求型の審議ではなくて、各会派—それぞれ議員に立候補をされて、市民の皆さんの負託を受けておられるのですから、現在も、やはり市民の皆さんに説明責任が随時あるわけであって、議会改革で全て解決をするものではない。日常活動で、できることはしていきましょう。ここで、議会改革で何でも要求して、結論だけ得て、それが成案だという誤解を持たないように、それぞれの議員の日常活動で、できることは今すぐにも—これまでもやっておられたかもしれませんが、そのように捉えてください。要求型

ばかりが、この会議ではありません。ですから、私たちはもうやっていて、こういうことについては、このやり方が良かったということを含めながら、提案型の議論をしていただければ、ありがたいと思います。どこかの例だけを挙げて、「こうだ、ああだ」と言って、ここで僕らが体験もしたこともないことを要求されるのは、みんなが共通意識を持ってませんので、そのことを少し配慮をしながら、参加型、あるいは提案型の議論を求めます。よろしく願いいたします。

竹田委員

まとめられた、この内容については、非常に整理をされておりますので、大変結構だと思っております。私が、今の議論を整理して、ちょっとお話ししたいと思うのは、やはり、議会改革にあたり、一つは器—どうというような仕組みにするのかという議論が大事です。もう一つは、その器を通して、何を実現していくのか。その内容物だとか行動力、考え方が問われるわけで、余りにも器だけの、仕組みだけの議論にきゅうきゅうしているのは、正しくない。両方を並行して—どちらを先行させるのかは置いておいてでも、余りにも器だとか仕組みだとか……。そして、これだけの項目の中には、

趣旨が同じで手法がちょっと違うというものもありますので、先ほどから議論になっておりますように期間もかかる、あるいは予算もかかるということですから、複数あってもいいのですが、余りにも同種の目的で、幾つもの項目が議論をされて、ぐちゃぐちゃにならないように。要するに、何となく、私は、情報開示や市民参加などは基本的なことだと思えます。しかしながら、この中を見ておきますと、いろいろな角度から、あっちからもこっちからも市民参加ということになりますと、結果的には何となく消化不良になって、せっかくよい仕組み、よい制度をつくっても、結局、議会改革は進まなかったではないかと。「仕組みはつくったよ」ということにならないように、留意していかなくてはならない。我々が議会改革で求められているのは一整理して言いますと、例えば、当局からいろいろな議案が上がった中で、ちょっと変だなというものがある場合には、一部修正をしたり、議員提案をしたり、あるいは、議員提案で条例をつくったり、二元代表制の一翼を担うということが一番大事なことなので、あまりこの仕組みについて一力いっぱいやるのですが、仕組みと内容物がどう連携してやっていくのかということ、両方並行

して議論しないと、見かけ倒しになる。この懸念は、皆さんと共有して、今後、この調査会を運営、あるいは参画していかなければならないと、これを私の意見として、申し添えておきます。

座長

今ほど、村石委員のお話の中にもありましたけれども、議会基本条例にかかわる項目が幾つもあります。それはそれで要約して、一項目一項目ではなく、議会基本条例というくりの中で、みんなで議論をしていきたいと思えます。ですから、今回は短期でやれることを決める。やれないことは外したほうがいい。あるいは、他の部署でやるものについては、これは外すといった作業をして、もう一つには、予算のかかることと、議会基本条例に係ること、こういうくりで少し大別して、御提案をしていきたいと思えますのでよろしく願います。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長

今ほどの御意見を聞いて、そう思いましたので、御提案申し上げました。それでは、この項目、運営の仕方について、ちょっと大局的ではありますが、そういう

方向で行きたいと思っておりますので、よろしく
お願いします。

それでは前に進めますが、ただいま説明の
ありました検討事項のうち、39番の「正
式会派の人数要件」から、42番の「議
会報編集委員会への全会派参加と委員数の増
員」までの4項目についてですが、会派の
人数要件や、各委員数については、本年4
月の改選後の世話人会及び各派代表者会議
において、既に決定されているものであり
ますが、これらの取扱いについては、いか
がいたしましょうか。スタートしたばかり
なので、決定して、再度これを審議する
ということは、時間のない調査会の中で、
これをあえてしなくてはいけないのか、少
皆さんの御意見を聞きたいと思えます。

竹田委員

今、座長のほうからコメントがありまし
たが、私も3人以上の会派を議運などへの
委員選出の要件としたこと、あるいは、政
務活動費のあり方検討会や議会報編集委
員会等の委員数や会派構成については、
ことしの4月の改選後の各派代表者会
議等で既に協議済みだと。したがって、
この成果なり活動状況なり、充実ぶり
を見て、もしも必要であれば再度議論
すればいいのであって、この場であ
えて取り上げることはない、

このように思います。

赤星委員

確かに改選後に協議をされて、このようになってはいるのですが、例えば41番のあり方検討会—これは、政務活動費のあり方検討会ですよね。この、委員数の増と全ての会派から委員が入れるようにということは、改選後の各派代表者会議や世話人会でも主張したのですけれども、実現しなかったと。実際に、第三者機関の設置のときに、やっぱり入っていない会派—日本共産党とフォーラム38さんですけれども、第三者機関の設置等について、非常に重要なことであるのに発言の機会がなかったという、言ってみれば一つのトラブルめいたことが起きました。第三者機関が今月から設置されて、これからも、いろいろと運用していく中で「やっぱりこれでは使いにくいよ」という意見や、「もうちょっとこうしたほうが」という意見は、皆さんもう既にお持ちだと思うので、せめてこれについては早急に検討し直していただきたいと、そういうふうに思っております。改選後の世話人会の後、北日本新聞の社説で「少数意見の尊重を」という大きな見出しで書かれたこともあります。もう決まったことだからと言うのではなくて、ぜひ見直していただき

たいと思っております。

村石委員 赤星委員と基本的に同じ意見です。特に言いたいのは、結局、第三者機関を設けて、それぞれ負担金というか、お金を出しているわけですね。そういうことから言うと、そこに加わっている人が、この政務活動費のあり方検討会の中に参加をして、意見を言うことが必要だし、また、採決にも加わるということは当然だと思うので、この41番の政務活動費のあり方検討会については、全ての会派が入るということは、論理的には合理性があると思います。

押田委員 そうなってくると、4月に決まって一各会派の代表者が出て、協議をしたものが、ここでまたひっくり返されるということになれば、議会で決めた取り決めが、またいつでもひっくり返ることになって、何のために話し合っているのか、わからなくなってしまいます。でも、言われたとおり一違うというふうに言われておりますけれども、じゃあなぜ、その代表者会議の意見は尊重しないのかという、議会のルールの話になってしまうと思うのですが、どうでしょうか。

赤星委員 ひっくり返すとか、そういう問題ではなくて、再検討をしてほしいということなのです。あの場では一世話人会、各派代表者会議……世話人会だったと思いますがけれども、結局、最終的に意見が全会一致にならなくて、多数決をしたのだと思います。私たちは一私のほかに、ほかの方もおっしゃったと思うのですが、全会派から委員が入れるように人数を決めるべきだと言ったのですが、それはだめだということで、自民党さんを中心に拒否をされて、最後は一世話人会は、議決権は全てありましたか。

座長 人数は違いますけれども。

赤星委員 ということで、これは一致したのではなくて、最後は多数決だったのです。その後、具体的に第三者機関の設置の問題などで、いろいろとうまくいかないことがあったので、これはぜひ再検討をするべきだと申し上げているのです。

佐藤委員 議会改革検討調査会の検討項目として、改めて出されているということについて、どう計らいましょうかというお話でしたので、先ほど竹田委員がおっしゃったとおり、私も概ね賛成をさせていただきましたけれども、

今の、この政務活動費のあり方検討会の人数について、さまざまな御意見があったことも事実でしょうし、恐縮ですが、決定機関ではないところでこれを協議しても、並行路線になってしまわざるを得ないことが現実かと思えます。意見は意見として、さまざまな、特別委員会であるとかいろいろなものを議会運営上、代表者でやらざるを得ないということが当然あるわけです。そういった中で、その委員会に所属しない方も、会派なり、他会派の方に……。いずれにしても、議会全体として当局に対して対抗できるものについては、何とか賛同を得るような努力をしながらやっていくということですので、私も具体のあり方検討会一特に先ほど来、お話しされているとおり、第三者機関の設置等々については、速やかにいくべきところで、なかなか時間がかかったということも承知しております。それは僕は個人的にも非常に残念だという認識をしておりますが、それがそのまま、この人数の増員云々という議論に持っていくというのも、私はどうかと思えます。やはり、見えない所でも、それぞれ委員が忌憚のない意見を言い合って、何とか前を向くようにという努力をされた結果でもありますので、そういう中で、こういう意見があっ

たということは、座長のほうから世話人等には申し送りをしていただくにしても、いずれにしてもこれは、今さらここで議論をして結論が出るものではないので、冒頭に座長がおっしゃったとおり、前へ進んでいくということで、ある程度、議論の終結をしてもいいのではないかと考えております。

尾上委員

今ほど意見がいろいろ出ているとおり、この会にはたくさんの検討課題がございます。先ほども、皆さんが言うておられるように、議会基本条例の制定には時間もかかりますし、それなりにこの会を開いて、検討をしていかないといけないというものでもあります。調査会のメンバーは、各会派が全員出ているというふうに思いますので、代表者ではないかもしれませんが、会派の代表としてここへ出てきております。その中で、各派代表者会議と違った意見が出るかというところ、なかなか難しいところもあるように思いますので、これについては一旦決まっておりますので、もっと議会改革検討調査会の中でやらなければいけないことを優先しながらやっていくべきでないかなというふうに考えております。

座長

今ほどの議論であります。本議会改革検討調査会は、当初、11人の定数だったわけですね。赤星委員や村石委員の意見で、全会派が入るべきだということで、これは、14人になっているのです。ただ、少数意見を尊重すべきだということは、私も重々わかりますが、少数意見を優先することについては、いかがかと。そういうことではないということは、認識していただきたいというふうに思います。ですから、今の議論を聞いていて、当面は、政務活動費のあり方検討会のほうで、今の赤星委員が言われた趣旨の話を出していただいて、再度協議をいただいて、第三者機関がうまくいくように、その所管の政務活動費のあり方検討会で審議をしてもらいたい事項だと思います。意味は、わかりますか。ここは議長の諮問機関なので、議長に答申を出すのですよね。どこかの違う委員会に言うわけにはいかないのです。そこを少し御理解いただいて……。

赤星委員

座長が今おっしゃった、政務活動費のあり方検討会には入っていないのです。

座長

村石委員は。

村石委員 私の会派からは、入っています。

赤星委員 そこで、そういう意見を出してもらうのはもちろんですけども、今ここで、この点線で囲んである4つの項目を、この検討調査会で議論をしませんよとおっしゃるのであれば、「検討調査会でこれこれこういう意見が出ましたので、各派代表者会議でもう1回議論してはどうでしょうか」と、座長のほうから議長へお伝え願えませんかでしょうか。

座長 結論が出たものについては、議長へ報告いたします。その取扱いについては、議長が判断されます。毎回、結論が出たものはそうしています。

佐藤委員 議論があったということ座長が報告する可能性はあるという意味でよろしいでしょうか。

座長 佐藤委員、赤星委員が言われるのは、私から、政務活動費のあり方検討会へ言えとか各派代表者会議へ言えとかいう話で、そういうものはルールにないのです。冒頭から言っておりますように、この調査会は議長の諮問機関なのです。ですから、私から常

任委員長に言うとか、そういう権限は、どこにも書いてありません。よろしくお願ひします。あくまで、議長に答申を出す。

村石委員

今ほど座長から、少数意見の尊重ということがありましたけれども、基本的には、少数意見の尊重という考え方は、多数派の人たちが少数意見に対して、「自分たちの意見はこうだから、こういうぐあいに理解してね」ということを粘り強く言うていくことですね。そういう、粘り強く言うていくことが、民主主義であるし、多数の意見を理解してもらう方法なのですね。ただ、そういうときに、政務活動費のあり方検討会には、全ての会派がないわけで、その場で反対とかそういうことが言えないわけですね。だから、そういうところで、少数意見として反対ということがあったり、まだ説明不足だったりすることを、お互いに同じ場で議論をしていくということは非常に大事だと、そういうことを踏まえるべきだということなので、この問題はこの問題として、今後、しかるべきところでどこで議論をしていくかは別にして一やはり、議論していくべきことだと私は思います。

佐藤委員

先ほど来、座長もお話しされていますので、

私のほうからは、今のこのお話も含めて座長にも要望といたしますか……。先ほど来、お話がありましたけれども、同じ議会改革の項目ということについて、各会派一もちろん、改選後、新たな会派もできまして、それぞれの思いで、若干いろいろな意味で意見を言いたいような内容も、次元があまりにも違うようなものも交錯しています。でも、市民から選ばれた議員、会派でありますので尊重して、一つ一つ丁寧に、全て同じテーブルに乗せて、丁寧な議論をやっていきたいと思いますという場ですので、そういう意味で、この項目についても上がってきたわけですので、その一つ一つについて当然、議論をされ、議事録等にも載るでしょうし、当然、最終的には、座長は議長に対して、「この項目については、こういう議論がございました。こういう要望がございました」という報告になってしかるべきだと思います。ですから、先ほど来、述べているとおり、要望は要望としての議論があったということで収束して、次に進んではどうですかという話を、私は提案申し上げたわけでございますので、よろしくお願いいたします。

久保委員

ぜひ、もっと建設的な意見交換をできたら

いいなと思うのですが。というのは、赤星委員の言われる、政務活動費の使い方の何に問題があるのかということがないまま、委員になりたいという話が先行しているように、横から見ていると聞こえるわけです。そうではなくて、議長は門戸を広げて、いろいろな方の意見を聞く姿勢もありますし、うちの幹事長も大変懐の深い方で、そういう要望があれば、どんどんどんどん会派を超えてやれるわけですから、何も委員会の場で、委員の数一決まった後のことをやらずに、もっと建設的に、私は次のテーマに入っていただきたいなと思うのですが、どうでしょうか。

木下委員

一言だけなのですが、久保委員の考え方も、もちろんそうだと思うのですが一ごめんなさい、私、先ほど話をさせていただいたのですが、例えば、不祥事が昨年あって、ことしから始まった、この新しい4年間の任期の中で、やはり議会改革ということがメインテーマになってくると思うのです。議会改革が随時進んでいるのかということは、本来、メディアを通じて、市民の方が本当にじっと見ているぐらいのことだと思うのです。なおかつ、富山の場合は全国が見ているのかもしれませんが。そうした中で、私

がさっき一ほかの方もおっしゃったのですが、例えばこの会議があまりにもゆっくりとしたペースで開催されること自体が、議会改革に本気なのか、真剣なのかという、そういったメッセージを与えることになり得ると思うのです。そういうふうに判断をする人もおられると思います。それと同時に、例えばなのですけれども、いろいろな考え方がありますが、政務活動費のあり方検討会も、やはり政務活動費は問題が起きた部分ですから、全会派から参加しているのかどうかという部分で判断をする人もやはりいるのかなと。そういうところで、ちゃんと開かれた、全会派から委員が参加して、それぞれが意見を言えるような環境、仕組みが整っているのかどうか。それとも一部の人だけなのかという部分で、見る人もいるのかなというところもあるものですから、そこだけはちょっと、そういう視点もあることだけ、一言だけ。

竹田委員

政務活動費のあり方検討会の委員の議論だけが、すごくクローズアップされておりますけれども、政務活動費のあり方検討会では、政務活動費の運用指針もでき、一歩前進したわけですよ。一応、成案も得ているわけですよ。それは、こうやっていって

ローリングして行って、不備な点が出たら、また改正していけばいいわけで。この入り口のところで、こういう委員数一確かにおっしゃる意味合いは理解できるところもありますけれども一私は先ほど違った意味で言ったのですが、器、入れ物も大事だと。そして器にあまりとらわれ過ぎるなど。ましてやこの委員数は、決められた中でもう運用しているわけですよ。その時点で、まだ成果物なり検証もしていないのに、また逆戻りするような、委員数を増加してくれと。そうすると、先ほどの議論はどうなったのかと思うのです。協議に要する時間一議会基本条例、議員政治倫理条例をつくりましょうというのと、こんなやり方、こんな進め方こそ、もう少し中身の議論をやらなければいけない。議員基本条例や議員政治倫理条例は、もっと意見が先鋭化して……。だからそういうことではないのです。器じゃなくて中身を議論しましょうというのは、私はそういうことを言っているのであって、そのあたりで、皆さん御理解をしていただけないでしょうか。

上野委員

座長すみません、1点だけです。もう既に運用されている委員会のことについてですので、私自身としては、もう一旦そこで置

いておけば今回はいいと思うのです。ただ、座長ですとかたくさんの方が、会派の控室でも討論をすればいいとおっしゃっているのですけれども、委員会は一今、検討事項にも上がっていますが、議事録に載ります。委員会は議事録に載るということは、市民の方が、どういった討論を誰が発して、そしてどういった結論になったのかということを見るための一つの手段になりますよね。ということは、その委員会に所属しているかどうかということも、ある意味、重要なことになってくると私自身は思っています。ですので、改めて今すぐにこれを検討しろというふうには私は申し上げませんが、そういう形で、再度検討する必要性はあるのではないかというふうな一つの意見として、述べさせていただきます。

赤星委員

先ほど、竹田委員が器の問題とおっしゃったのですけれども、私はこの政務活動費のあり方検討会の委員数を決めた時、最初に、その器の大きさを決めるところから間違えたと思っています。これは、自分が委員になりたいから言っているものではありません。最初に設置をされたのは、昨年9月議会の最中です。次々と不正が発覚していった中で、全会派が参加をして設置したのです。

そういう経緯を、ぜひ皆さん、もう一度振り返ってみていただきたい。ですので、このままいきますと、また来年、いろいろ議会役員の改選をする時に、どこかの2人会派とか、1人会派はまた入れないことになるのですよ。同じ会派ばかりではなくて、どこかが、また入れないところが出てくる。ですので、最初に間違えたと思うことは、早期に是正をしていただきたいと。政務活動費のあり方検討会の意義というものをもう一度考え直していただきたいというふうに思うから、申し上げているのです。

押田委員 今の赤星委員の発言の中で、一旦、代表者会議なり世話人会で決まったものを間違えたという、一会派の一個人の発想で間違えたというふうに言われても、この場にはそぐわないのではないかと思いますけど、いかがなものでしょうか。

赤星委員 間違えたと思うのは私の考えで……

座長 皆さん、大体の意見は出尽くしたと思いますので、今ほど発言があったとおり、要点筆記はしており、当然、この議事録は常に公開ですから、そのように思ってください。結論が一定程度出た場合は、議長に

その旨、議論の内容も伝えますので、よろしく申し上げます。それで、今、皆さんに御提案を申し上げております、この39番「正式会派の人数要件」、40番「まちづくりと公共交通対策特別委員会への全会派参加と委員数の増員」、41番「政務活動費のあり方検討会への全会派参加と委員数の増員」、42番「議会報編集委員会への全会派参加と委員数の増員」、この4点についてですが、今回のこの議会改革検討調査会では取り扱わないことにしたいと思いますので、採決を取ります。座長は、さきの4月にスタートした時に、その定数要件は、世話人会、各派代表者会議で決定して、この富山市議会の組閣をしたわけでございますので、その組閣全体の中で動いております。そういう中で、今日を迎えてきていて、大きな課題のある、この議会改革検討調査会で、時間も浪費をしたくないので、他のところでできるものはしていただき、次回にまわすものは次回にさせていただくという考え方のもとで、今回、この4項目については、取り扱わないことにしたいと思います。座長提案に賛成……

佐藤委員

採決じゃなくても、同意されていると思います。

座長 では、採決はとりませんが、座長の提案に同意していただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 では、そのように進めさせていただきます。この項目については、今後、取り扱わないことに決定いたしました。

ここで、今回お示しした短期・中期・長期の分類については、冒頭に、短期的課題から順次、取り組んでいくと申し上げましたが、一方で、長期的課題と位置づけたものは、まさに回数を重ねて、協議していくべきものであります。

そこで、今後、任期4年のスパンの中で、そうしたことにも考慮しながら、柔軟に検討課題を選定し、鋭意、協議を進めていきたいと考えておりますが、そのように進めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、そのように決定いたします。次に、協議事項2番目として、今ほど短期的課題として位置づけました、「議員個々の議案に対する賛否状況をホームページ上で公開すること」について、早速、協議を

行いたいと思いますので、この件について皆さんの御意見をお聞かせください。

久保委員

これは自民党会派としての提案事項になっております。やはり、この件に関しては、会派というものの、いろいろな主義、個人個人で—これについては、会派の中で、議論した上で議会に臨んでいるのですが、どうしても会派の中でも将来的に、賛否が分かれるケースがあるかと思っておりますので、今、会派単位で掲載がされているものについては、この6月定例会分から議員ごとに掲載していくということがよろしいのではないかと思います。

上野委員

今ほど、お話がありましたように、自民党さんから提出はされているのですが、そもそも論として一前回も、ほかの議員の方もおっしゃっていましたが、請願書がこの発端だったと思いますので、そういった意味では、もう皆さん賛成されているので、これをどうやって進めていくかというだけの話だとは思うのです。なので、早急に—市民の方からも、そうやって要望が出ている話なので、6月議会分から—もし可能であれば、今の6月議会分だけではなくて、その前の段階のものから載せていただければ

と思います。

尾上委員　　今、上野委員のほうから、以前のものもというお話がありましたが、なかなか中身の説明まで、それぞれにできないので、市民の方が題名だけを見て中身がしっかりわからないということも考えられるので、やはり、身近に行われた6月定例会分から、順次公表していけばいいのかなというふうに私は思っておりますが、いかがでしょうか。

座長　　　　　今ほどの皆さんの御意見をお伺いしておりますと、議員個々の議案、議員提出議案、請願等に対する賛否状況をホームページ上で公開することについては、賛成・実施するとの御意見が多数でありましたので、直近の6月定例会分から実施することに、本調査会として決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長　　　　　それでは、そのように決定いたします。
次に、協議事項3番目として、同じく、短期的課題として位置づけました「常任委員会等の議事録をホームページに掲載・公開すること」について、皆さんの御意見を伺いたいと思います。

久保委員 これにつきましては、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、議会報編集委員会の各委員会記録を対象として、現在の委員会記録一要点筆記の形で、さきの6月議会分から公開されたらどうかと思います。

座長 他の委員で、ほかに御意見はありませんか。

村石委員 この項目については、社民党会派からも要望をしておりました。基本的には、議事録ということが望ましいと思います。私は、それぞれの議員、それぞれの会派が責任を持って発言していることなので、議事録とするということがあると思います。ただ、幾つか事務局にも問い合わせたいのですが、議事録をつくるときに、しっかりとした発言の内容、そういったものが記録されるような状況になっているのかということと、職員の負担、一月当たりで100時間以上とか、すごく時間外勤務が増えるのかどうかということについて、2点について、事務局にお伺いしたいと思います。

議事調査課長 まず、記録がしっかりとれるのかということについては、テープでしっかり録音をしており、委員会の会議録につきましては、外注ではなく、職員が直接テープ起

こしをして、会議録を作成しております。したがって、どうしても、多少聞きづらいようなところがあれば、直接議員さんにその時のことをお尋ねすることもあるかもしれませんが、内容的には精度の高いものと思っております。ただ、職員の勤務時間のこともおっしゃいましたが、職員みずからテープ起こしをしている関係上—そこまでの超過勤務はないのですが—作成までには、現在も約3カ月程度の期間はかかっております。したがって、委員会記録だけではなく、本会議が終われば、当然、本会議の会議録の作成もしております。きょうのような諸会議の会議録も作成をしております。本会議そのものは、外注で、業者にテープ起こしをお願いしておりますが、それでも、同音異義語の修正ですとか、会議録用の言い回しへの修正ですとか、かなり細かい点を、職員はチェックしております。そういったことで、当然、超過勤務が増えないようには鋭意努めますが、作成には、3カ月程度のお時間はいただきたいということで、実際、ホームページに掲載するには、そのくらいの期間の御理解をいただきたいと思っております。

座長 再度聞きますが、現在も、全部テープを起こして議事録をつくっているということですか。

議事調査課長 本会議以外は、全部、職員がテープを起こして作成しております。

赤星委員 委員会記録につきましては、現在は、一般市民の方は情報公開請求をしないと見られないということで、これは大変、全国でも遅れている状態だと思います。ですので、ぜひ公開を一ネット公開をして、手続きなしで、窓口に来られた方も閲覧を自由にするということを提案させていただきます。それと、6月定例会分からはもちろんですが、過去の会議録も掲載できると思うのです。すぐに載せてほしいと思います。データでどのくらい残っているのでしょうか。

議事調査課長 紙ベースのものでは、保存期間が10年ということでございます。

佐藤委員 先ほど来、さまざまな議論があったところ、改めて、選挙後、こういった議会改革検討調査会を含めて、多くの新人議員の方がいらっしゃると思いますので、しっかりと一政務活動費のあり方検討会等々についても、これ

まで事務局には相当の労務をいただいて、ホームページ上に議事録をアップしていますので、事務的な作業が結構一委員会はここよりもいろいろな方言なども使いながらやってきたのが現実かと思imasuので、これまで以上に、さまざまな配慮を一発言を起こす作業というものには、大変な苦勞をされるのだろうと思imasuので……。今、事務的にはどうなのかなと思っておりましたが、何とか頑張れるというお話でしたので、できたら6月議会からということ。特に市民の方等についても、今、新たに議会が変わろうと、本当に一生懸命に取り組んでいるという姿勢を、まずは理解してもらいながら、その中で、きちんと一やっぱり新人議員の方も大勢いらっしゃいますので、そういう中で、市民の方に開かれた議会になっていけばという思imasuもありますので、まずはできるところからということでどうかと思imasu。

村石委員

要するに、インターネットに載せるのは6月議会からでいいと思imasu。ただし、昨年も政務活動費の不正問題がありましたので、文書については、5年間さかのぼって、情報公開請求をしなくても、市民が閲覧できるような、そういうような仕組みをつく

っていただきたいと思います。

座長 ほかにございますか。今の意見で、今すぐ
にできることと、決定にはセクションがあ
ることとがありますので、あった要望につ
いての御意見は、あわせて報告します。
今ほど皆さんから御意見をいただきました
が、常任委員会、特別委員会、議会運営委
員会、議会報編集委員会の会議録をホーム
ページに掲載・公開すること、また、現在
作成中の6月定例会の会議録から、記録が
完成次第実施し、合わせて窓口閲覧も行う
との御意見であったというふうに思います。
本調査会として、そのように決定してよろ
しいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、そのように決定いたします。
今ほどのことについて、事務局から補足が
あります。

議事調査課長 今、村石委員がおっしゃった過去5年分の
記録の扱いについては、情報公開請求が
あれば当然公開するのですが、自由に閲
覧ということになりますと、個人情報
の消し込みの作業がありますので、情報公

開請求があれば、当然、公開はいたしますが……。

村石委員 了解いたしました。

議事調査課長 6月定例会分からは、完成次第、ホームページに掲載させていただきますが、やはり、個人情報の問題がありますので、その部分は今まで以上に精査して作業を進める必要があります。今までも3カ月程度かかっておりますが、何とか、その3カ月の中でできるように鋭意進めていきたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

座長 大変な過剰要求をしているようなところもあります。そのように、御努力をいただいているということも配慮をしていただきたいと思います。

それでは、そのようにさせていただきます。長期的課題として分類した項目は、検討に多くの時間を要するものであることから、各会派において、調査・研究を適宜進めていただきますようお願いいたします。

ここで、次の協議事項であるケーブルテレビの放映につきましては、事前にお知らせしておりましたとおり、事業者と調整中の

事項を含む協議となりますことから、非公開といたします。報道機関、傍聴人、傍聴議員の皆さんには、御退室をくださいますよう、お願いいたします。

〔報道機関等、退室〕

〔以降、非公開にて協議〕

座長 本日の議会改革検討調査会を閉会いたします。

平成29年7月19日
議会改革検討調査会記録署名

座 長 柞 山 数 男

署名委員 押 田 大 祐

署名委員 高 田 真 里